

香川県教育委員会 5 月定例会会議録

1. 開催日時 令和 7 年 5 月 2 0 日 (火)
 開 会 午前 9 時 3 0 分
 閉 会 午前 1 0 時 2 5 分

2. 開催場所 教育委員室

3. 教育委員会出席者の氏名

教 育 長	淀 谷 圭 三 郎
委 員	藤 澤 茜
委 員	木 下 敬 三
委 員	蓮 井 明 博
委 員	鳥 取 美 穂
委 員	持 田 め ぐ み

4. 教育長及び委員以外の出席者

教育次長(兼)政策調整監	和 田 友 樹
教育次長	吉 田 智
総務課長	景 政 孝 輔
義務教育課長	西 原 明
高校教育課長	橋 本 和 之
特別支援教育課長	笠 井 幸 博
保健体育課長	高 田 孝 行
生涯学習・文化財課長	持 永 新
政策主幹(兼)総務課副課長	山 下 利 美
義務教育課教育情報化推進室長	西 山 英 希
高校教育課副課長	佐 藤 潔
総務課長補佐	三 好 智 久
総務課長補佐	出 口 明 裕
義務教育課長補佐(兼)主任管理主事	東 条 直 樹
高校教育課長補佐(兼)主任管理主事	太 田 大 介
特別支援教育課長補佐	増 田 大 輔
保健体育課長補佐	山 元 祐 二
保健体育課長補佐(兼)主任体育主事	荒 井 憲 司
生涯学習・文化財課長補佐	澁 谷 政 志
生涯学習・文化財課長補佐	松 本 和 彦
義務教育課主任管理主事	松 下 誠 治
義務教育課主任指導主事	光 武 淳

高校教育課主任管理主事
生涯学習・文化財課主任社会教育主事
総務課主任
高校教育課主任
生涯学習・文化財課文化財専門員

富 田 真 吾
藤 田 雅 也
松 下 明 弘
谷 本 由 法
石 田 真 弥

傍聴人 なし

5. 会議録の承認

4月17日に開催した定例会の会議録署名委員の持田委員から、同定例会の会議録について適正に記載されている旨報告。

各委員に諮り、これを承認した。

6. 非公開案件の決定

教育長から、本日の議題のうち、議案第2号、第3号は、教育委員会において会議を公開しないことと定めているもののうち、「個人に関する情報であって、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」及び「県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあること」に該当するため、非公開としたい旨を発議。

各委員に諮り、非公開とすることに決した。

7. 議 案

○議案第1号 専決処分事項の承認（令和8年度香川県公立学校教員採用選考試験大綱の変更について）

高校教育課長から、令和6年10月23日開催の定例教育委員会において、第2号議案として付議し、議決された令和8年度香川県公立学校教員採用選考試験大綱について、変更を行う必要があり、香川県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第5条第1項の規定に基づき教育長専決により処理したので、同条第2項の規定に基づき教育委員会の承認を得ようとするものである旨、説明。

【質疑】

＜教育長＞令和9年度の教員採用選考試験は同じ表記になるのか。

＜高校教育課長＞同じである。

＜教育長＞令和10年度の教員採用選考試験はどうか。

＜高校教育課長＞令和10年度から表記が変わる。

＜教育長＞2年ごとに1歳ずつ上がるということか。採用試験のことなので緊張感を持っていただきたい。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第2号 香川県スポーツ推進審議会委員の任命について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第3号 香川県社会教育委員の委嘱について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

8. その他事項

○その他事項1 令和8年度香川県公立学校教員採用選考試験実施要項について

高校教育課長から、令和8年度香川県公立学校教員採用選考試験実施要項について説明。

【質疑・意見交換】

＜蓮井委員＞変更点(1)「社会人向け採用猶予受験」について、実務的な科目においてはかなりよい制度だと思うが、先行事例として好事例があるのか。

＜高校教育課長＞本県では今年初めて実施するが、他県では、いくつか事例がある。

＜蓮井委員＞研究せずに、どのように判断して本県で導入することとしたのか。

＜高校教育課長＞志願倍率が低下していく中で、優秀な方や意欲のある方を確保したいという強い思いがあった。そうした中で、意欲はあるが仕事をしていて仕事の合間に教員免許を取ることが難しい方が、合格し採用されるということになると、採用試験に向けた勉強がしやすくなるのではないかと考えた。受験できる方を増やしたいということが導入理由の1つである。

＜蓮井委員＞成功事例があればそれを参考にするとより良い制度になると思う。

＜持田委員＞一般選考と特別選考Ⅰについて、合格者の配分枠はあるのか。

＜高校教育課長＞配分枠はない。

＜持田委員＞試験科目が異なるので判定基準も異なってくるが、総合的に決めるのか。

＜吉田次長＞公式があり、配点を合わせ込んで合格を決めるようにしている。

＜持田委員＞科目が違うけれども、配点も違うということか。

＜吉田次長＞点数は、それぞれのテストで同じだが、合格の選考にあたっての得点を揃えることにしている。

＜持田委員＞個別の配点は一緒だが、何倍にするかは公表せずに持っているということか。

＜吉田次長＞公表はしていない。

＜持田委員＞順位を決定したうえで判断されるものなので、枠はないということか。昨年までは枠は分けていなかったのか。

＜吉田次長＞分けていない。特別選考には、総合教養の免除など様々な制度があるが、それぞれ得点を合わせるようにしている。その一環として、今回新しい制度を始めるものである。

＜持田委員＞合格比率は別枠か。

＜吉田次長＞そのとおり。

＜持田委員＞特別選考Ⅰの民間企業等経験者について、中学校以上は受験可能だが、小学校だけ認めないのはなぜか。

＜義務教育課長＞免許の特性に関わるもので、中学校や高校は数学や農業など特定の教科を受験することで専門性を測りやすいが、小学校教員は、どの教科も教えるため、どの分野に優れているかという特性ではないことから、民間企業等経験者の種別を設けていない。

＜持田委員＞承知した。一般選考において、民間企業等経験者が猶予を持って教員免許を取得できるという画期的な制度を導入したことは素晴らしいが、一般選考の年齢制限が昭和 49 年度生まれ以降となっており、就職氷河期世代の年齢区分を分ける形になっている。可能であれば年齢制限を引き上げ、猶予を持ってこれから免許を取って働けるようにすることが、公立学校に求められていると思う。定年に合わせて一般選考の枠を広げることだが、広げても就職氷河期世代にあたる昭和 45 年度生まれから昭和 48 年度生まれが含まれていない。その方たちも受験可能とした方がよいのではないか。

＜吉田次長＞10 年ぐらい働いてほしいということで、昭和 49 年度生まれで区切っているものであり、検討の余地はある。

＜持田委員＞議案 1 の 4 ページ記載の年齢制限について、昭和 39 年 4 月 2 日以後平成 19 年 4 月 1 日以前に生まれた者とされているのはなぜか。また、実施要項では何年までという記載がないが、記載を統一しなくてよいのか。

＜谷本主任＞特別選考Ⅰの実施要項における年齢の記載については、実施要項発表の際にすぐに記載漏れに気付いたため、ホームページ等で公表している。また、受験生にも電子申請の出願手続きにおいて必ず確認できるよう示している。特別選考Ⅰの出願資格の下限を平成 19 年 4 月 1 日以前に生まれた者と定めた経緯であるが、下限を設けないことによって 18 歳の方の受験が可能となり、高校生も対象となる。高校生に対して教える方を採用するための試験であることから、高校卒業以降、免許を取得し、生徒に対して教育するのにふさわしい方を選考するため、受験可能年齢の下限を設けたものである。

＜持田委員＞4年制大学の1年生を想定しているわけではなく、2年制の学校で免許が取得できる方の在学中を想定されているのか。

＜谷本主任＞そのとおり。特別免許状は一芸に優れた方に対して授与できるのだが、免許法上の欠格要件が18歳未満の方は取れないとしか定められておらず、例えば、一芸に優れた方で特別免許状が授与される場合があったり、短大卒で免許を取得して受験する方もいるのでこのようにしている。

＜持田委員＞承知した。

○その他事項2 県立学校 児童生徒・教職員用 Microsoft アカウント復旧・運用再開について

教育情報化推進室長から、県立学校のアカウント不正削除事案について、復旧作業が完了し、運用再開における安全性の確保について見通しが立ったことから運用を開始する旨、説明。

【質疑・意見交換】

＜木下委員＞結局原因はわからないということか。

＜教育情報化推進室長＞何者かにパスワードを窃取されたことについて、その手段はわからないが、窃取されたことにより、管理用アカウントにサインインされて、不正操作されたことが原因であることはわかっている。

＜木下委員＞このような場合、不正アクセス元の IP アドレスの特定やログ解析等が常套手段だと思うが、それでも全然わからないのか。

＜情報化推進室長＞外部事業者にもログを確認してもらったがわからない。

＜木下委員＞愉快犯なのか。目的もわからないのか。

＜情報化推進室長＞わからない。

＜教育長＞外国からの攻撃があったということはわかっているか。

＜教育情報化推進室長＞はい。

＜教育長＞何らかのデータの復旧作業が行われたのか。

＜教育情報化推進室長＞アカウントに紐づくデータであるため、アカウントを復旧すると同時にデータは使えるようになる。

＜教育長＞データは何も触ってないということか。クリーニングしたとか、何か作業をしたということではなく、データそのものは、あったものを活かすことができるようになったという理解でよいか。

＜教育情報化推進室長＞そのとおり。

＜教育長＞承知した。

＜蓮井委員＞窃取の原因がわからないのが一番いけない。原因に対するセキュリティ強化ということが抜けているとなかなか徹底しない。新しい管理体制は、外部事業者にも契約して任せるとのことと、監視を強めるということか。

＜教育情報化推進室長＞そのとおりであり、業者に委託している。具体的には、まず、管理用アカウントの付与対象者を見直し、２点目として、海外等からのアクセスを制限する設定を行い、３点目として、監視体制を整えることで、不審なサインインや不審な操作を検出して、その都度、迅速に管理者に報告するという運用を行っている。

＜蓮井委員＞理解した。セカンドベストとしてそうするしかないのだと思う。

○その他事項３ 旧県立体育館解体・記録保存事業について

保健体育課長から、旧県立体育館解体・記録保存事業について説明。

【質疑・意見交換】 なし

○その他事項４ 令和８年４月採用 香川県職員（学校事務、司書、文化財専門職員）採用試験について

総務課長から、令和８年４月採用香川県職員（学校事務、司書、文化財専門職員）採用試験について説明。

【質疑・意見交換】

＜木下委員＞日本ではどこで造園学の学位を取得できるのか。

＜松下主任＞千葉大学にあると聞いている。

＜教育長＞年齢制限がそれぞれバラバラであるのはなぜか。

＜総務課長＞年齢制限について、学校事務は 29 歳、文化財専門職員は 44 歳、司書は 40 歳を上限としている。過去の実施における上限や、職員の年齢構成などを勘案して設定している。

＜教育長＞以前からこのような状況か。

＜総務課長＞基本的には今までの年齢制限を踏襲している。競争試験は、学校事務も含めて一般行政事務やその他の職種もあるので、29 歳としている。

＜藤澤委員＞司書について、会計年度任用職員が多い印象があるが、現在の司書の平均年齢はどのくらいか。会計年度任用職員が正規職員になる道があるのか。

＜総務課長＞司書の採用方針については、年齢と司書資格の取得ということのみを要件としているので、これをクリアすれば受験できる。

＜松下主任＞平均年齢は把握していないが、50 歳以上の方が多い状況である。

＜総務課長＞現在、正規職員が 10 人であり、限られた人数の中で年齢層が高くなっている。